

6年間保存

P T A 規 約



相模原市立南大野小学校

南大野小学校 P T A 規約

第 1 章 名称と事務所

第 1 条 この会は、相模原市立南大野小学校 P T A といい、事務所を相模原市立南大野小学校におきます。

第 2 章 目的と活動

第 2 条 この会は、民主的な教育の実施と向上のために、保護者と教職員が互いに協力し、児童の心身の発達、および福祉を増進し、あわせて会員相互の理解と親睦を深めることを目的とします。

第 3 条 この会は、前条の目的達成のため、次の活動を行います。

- (1) よりよい保護者、教職員となるための活動。
- (2) 学校と家庭との緊密な連絡によって、児童の健全な成長をはかるための活動。
- (3) 児童の生活環境をよくするための活動。
- (4) 公教育費を充実するための活動。
- (5) その他、目的達成に必要な活動。

第 4 条

この会は、活動に際し次の項目を遵守します。

- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と、必要に応じ協力します。
- (2) 特定の政党や宗教を支持することなく、また営利を目的とするような行為はしません。
- (3) この会またはこの会の役職の名で、公の選挙活動をしません。
- (4) 学校と P T A は相互に独立し、尊重し合います。

第 3 章 会員と会費

第 5 条 この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者、および本校教職員とします。

第 6 条 会員は1世帯1会員とし、決められた会費を納入します。

第 7 条 会費は総会で決定します。

第 4 章 機 関

第 8 条 この会は、学年会、教職員会、地区会の3つを構成母体とし、総会、全委員会、運営委員会の機関をおきます。

第 9 条 総 会

- (1) 全会員をもって構成され、この会の最高の議決機関とします。
- (2) 定期総会は年1回とし、前年度の会長が招集します。
- (3) 全委員会が必要と認めた時、または会員の3分の1以上の要求があったとき、臨時総会を開きます。
- (4) 総会の成立は会員の5分の1以上（委任状を含む）とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とします。ただし、規約改正については出席者の3分の2以上の同意を必要とします。
- (5) 総会は次の機能をもちます。事業報告・決算・事業計画・予算の審議承認、役員の承認など。
- (6) 総会の日時、場所および議案書は5日前迄に全会員に通知します。
- (7) 運営委員会または本部役員会で了承を得た場合は、書面による総会を可とします。

第 10 条 全 委 員 会

- (1) 推薦委員、会計監査委員以外の全委員、および本部役員で構成され、総会に次ぐ審議、および議決の機関です。
- (2) 運営委員会が必要と認めた時、または全委員の3分の1以上の要求があった時に開きます。
- (3) 会長が招集し、全委員の2分の1以上の出席によって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とします。
- (4) 年度始めに事業計画を立案し、運営委員会、各委員会にゆだねます。

第 11 条 運 営 委 員 会

(1) 本部役員、学年委員および校外生活委員会の代表者 1 名と、各特別委員会の代表者 1 名で構成します。

(2) 会長が招集し、運営委員の 2 分の 1 以上の出席によって成立します。

(3) 次の仕事をします。

- ◆総会で承認された事業等について企画、推進します。
- ◆各委員会の事業計画、予算、決算の連絡や調整をはかります。
- ◆各学級・学年の情報交換をします。
- ◆その他の問題等については、原案を立て検討し運営します。

第 5 章 組 織

第 12 条 本部役員、全委員は会員の意見を尊重し、会の目的にそって協力しあい、活動します。

第 13 条 本 部 役 員 会

(1) 会長（保護者 1 名）・副会長（保護者 2 名・教職員 1 名）・書記（保護者 3 名・教職員 1 名）・会計（保護者 1 名・教職員 1 名）で構成します。ただし、上鶴間ブロックの当番校に当たった年度は、必要に応じて若干名の増員を可能とします。

(2) 次の仕事をします。

- ◆運営委員会にはかる、諸事について協議します。
- ◆会長は、この会を代表とすると共に会全体を把握し、対外的な窓口となります。
- ◆副会長は、会長を補佐し、会の円滑な運営のための諸事務を行います。
- ◆書記は、会の記録、通信、庶務にあたります。
- ◆会計は、会の会計事務などにあたります。

第 14 条 学 年 委 員

(1) 各学年より学級数と同数を選出します。ただし、あじさい級については、1 名をその年度の実情により選出します。

(2) 必要に応じて、学年委員連絡会を開くことができます。

(3) 協力して次の仕事をします。

- ◆教職員と共に子ども達の教育のための話し合いを行い、あわせて会員の意識向上、親睦をはかるための活動を推進します。

第 15 条 イベント実行委員会

- (1) イベント実行委員会は令和5年度に廃止。

第 16 条 校外生活委員会

(1) きずき、南新町、中和田、ハイライズ、谷口、パークスクエアの6地区より選出された校外生活委員と、教職員会から選出された委員で構成します。

各地区ごとに地区長を選出し、その中より互選で正副委員長を選出します。また委員の中より代表者2名を選出します。

(2) 正副委員長と代表者の兼任を妨げません。

(3) 代表者は、運営委員会に所属します。

(4) 次の仕事をします。

◆校外における児童の生活指導、および安全教育に関する活動を推進し、子ども会との連携、その他地区に関する諸活動に協力します。

第 17 条 特別委員会

(1) 会員の希望により、総会の議を経て任期を定め、委員を選出し、設置することができます。委員は運営委員会に申し出て、会の構成要員となり、互選により委員長及び代表者1名を選出します。

(2) 委員長と代表者の兼任を妨げません。

(3) 代表者は運営委員会に所属します。

第 18 条 推薦委員会

(1) 各学年より2名以上から学級数と同数まで、および教職員会より1名で構成します。その中より互選で正副委員長を選出します。

(2) 推薦委員会は、次期本部役員、会計監査委員を推薦し、総会において承認を得ます。ただし、教職員の役員選出に関しては、教職員会に一任します。また、あらかじめ候補者の同意を得て、定期総会前にその氏名を全会員に通知します。総会において承認された役員は直ちに就任します。

(3) 本部役員、会計監査委員に欠員が生じ、補充の決議を受けた場合は、当該年度の推薦委員会が推薦し、全委員会において承認を得ます。また、あらかじめ候補者の同意を得て、全委員会前にその氏名を全会員に通知します。全委員会において承認された役員は直ちに就任します。

(4) 上鶴間ブロックの当番校の年度において、増員の決議を受けた場合は、当該年度の推薦委員会が推薦し、全委員会において承認を得ます。また、あらかじめ候補者の同意を得て、全委員会前にその氏名を全会員に通知します。全委員会において承認された役員は直ちに就任します。

第 19 条 会計監査委員

(1) この会には、会計監査委員（保護者2名）をおきます。他の委員とは、兼任できません。

(2) 次の仕事をします。

◆中間、および年度末に会計監査をします。

◆総会において監査報告をします。

第 20 条 本部役員、全委員の任期は1年とし、再任を妨げません。

第 21 条 本部役員、委員の補充

(1) 本部役員、会計監査委員に欠員が生じた時は、運営委員会においてその都度選任について協議します。なお、補充の決議をした場合は、推薦委員会が推薦し、全委員会において承認を得て補充し、任期は前任者の残任期間とします。

(2) 他の委員に欠員が生じた時は、原則としてその選出母体より補充し、任期は前任者の残任期間とします。

第 6 章 会 計

第 22 条 経費は会費、およびその他の収入をもってこれにあて、第2章の目的達成のために使用します。

第 23 条 決算は会計監査委員の監査を経て、総会に報告します。

第 24 条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

細 則

- 第 1 条 校長は学校運営と P T A 活動の関連性を考慮し、各種の会に顧問として参加。
- 第 2 条 この会の組織構成は別図のとおりです。
- 第 3 条 年度始め、各委員会が発足するまでは前年度の各委員会が協力し、十分な話し合いをします。
- 第 4 条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

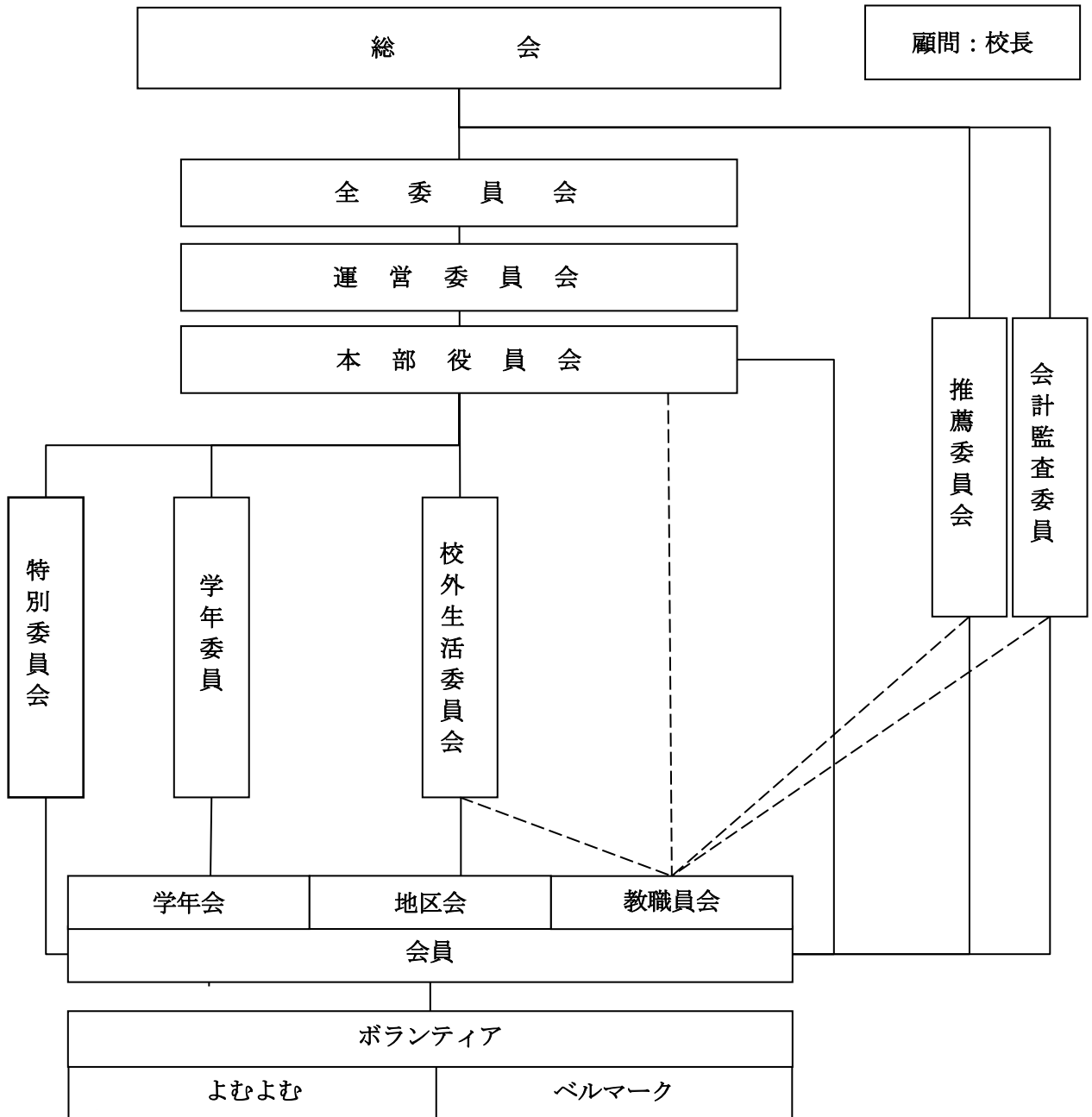
慶 弔 規 定

1. 会員および児童の慶弔について、次のとおりとします。
 - (1) 児童が死亡した場合の弔慰金は金 10,000 円とします。
 - (2) 会員が死亡した場合の弔慰金は金 10,000 円とします。
 - (3) 児童が 2 週間以上の入院加療を要した場合の見舞金は金 5,000 円とします。
2. 上記以外の慶弔の場合は、運営委員会で決定します。但し、緊急の場合は、本部役員で決定処理し運営委員会で報告します。
3. 慶弔規定を見直す場合は、運営委員会で協議決定し、会員に報告します。

規 約 改 正 履 歴

昭和 50 年 4 月 1 日 改正
昭和 51 年 4 月 1 日 改正
昭和 53 年 4 月 1 日 改正
昭和 55 年 4 月 1 日 改正
昭和 56 年 4 月 1 日 改正
昭和 60 年 4 月 1 日 改正
昭和 61 年 4 月 1 日 改正
昭和 63 年 4 月 1 日 改正
平成 2 年 4 月 1 日 改正
平成 6 年 4 月 1 日 改正
平成 13 年 4 月 1 日 改正
平成 21 年 4 月 1 日 改正
平成 23 年 4 月 1 日 改正
平成 24 年 4 月 1 日 改正
平成 27 年 3 月 1 日 改正
平成 30 年 4 月 1 日 改正
令和 2 年 7 月 21 日 改正
令和 3 年 4 月 26 日 改正
令和 4 年 5 月 11 日 改正
令和 6 年 5 月 11 日 改正

南大野小学校 P T A 組織図



南大野小学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 南大野小学校 P T A (以下、「本会」という。) が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報データベース (以下、単に「個人情報データベース」という。) の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、P T A 会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本部役員・校外生活委員・各委員会の正副委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

(1) 登校班名簿、委員会名簿、役員名簿、その他 P T A 活動に関わる名簿の作成

(2) 推薦活動

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならな

い。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA会長及び学校長に報告する。

(研修)

第16条 本会は、本部役員及び全委員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「南大野小学校PTA 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、令和6年4月1日より施行する。

